

[事案 27-244] 失効取消請求

・平成 28 年 8 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

約款の無催告失効条項は無効であるとして、保険契約の失効の取消しを求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 8 月に契約したがん保険について、以下の理由により、失効を取り消してほしい。

- (1) 本件契約が失効することについて、十分な注意喚起や失効回避努力がされていない。
- (2) 解約返戻金を保険料不足分に充当しないのは不当である。
- (3) 失効するという通知は受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人を訪問してわかりやすい督促をしている。
- (2) 自動振替貸付制度のない本件契約に関して、失効回避の努力をするなど十分な対応をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料の支払いが停止したときの状況等を把握するため、申立人およびその子供ならびに募集人に対し事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件契約は失効したと認められるが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、申立人を訪問し、「保険料が引き落とされなかった。期日までに入金しないと大変なことになる」旨を伝えたが、この際、「失効する」という表現を用いて明確に説明していない。
- (2) 本件契約は自動振替貸付等の救済手段がなく失効してしまう契約であることについて注意を喚起し、引き落としまでに入金が間に合わない場合は、銀行振込による支払手段もあることを説明するなど、適切な助言をしていれば失効は防げていた可能性がある。
- (3) 申立人が、失効後に本件口座に入金したことからすると、申立人は募集人の訪問の趣旨に応じて対応をとる意思はあったものの、期日までに払込みをしない場合の法的効果について十分な認識を持っていなかったものと推認される。
- (4) 一般的な助言義務は保険会社にも募集人にも認めることはできないが、申立人と募集人が親族関係にあるため複数の取引を継続してきたこと、募集人は、日頃から申立人宅を訪れ保険の提案やアドバイスを継続的にしてきたこと、募集人は申立人が 79 歳と高齢でがん手術を受け自宅療養中であり、失効した場合、がん保険を改めて契約することが困難であることを認識していたことなどを考慮すると、失効を回避するための助言や対応があつてしかるべきであった。

